

滋賀県立琵琶湖博物館への遺贈寄附のご案内

1 遺贈寄附とは

- ・所有されている財産の一部またはすべてを遺言により特定の人や団体に贈与することを、「遺贈寄附」といいます。
- ・当館では、遺贈寄附を承り、基本理念である『「湖と人間」というテーマにそって未知の世界を研究し、成長・発展する博物館』や、『魅力ある地域への入口として、フィールドへの誘いの場となる博物館』、『多くの人びとによる幅広い利活用と交流を大切にする博物館』を目指した様々な活動につなげていくこととしています。

2 琵琶湖博物館への遺贈寄附について

- ・遺贈を希望される方のご意思が円滑に実現されるよう、滋賀県では、滋賀銀行および関西みらい銀行と令和6年6月に、「遺言信託を活用した遺贈寄附に関する協定」を締結しています。
- ・本協定は、遺贈寄附を希望される方が、金融機関の有する専門的知見を活用することで、希望者の想いが円滑に実現されることを目的としています。
- ・当館への遺贈寄附のお申し出があり、ご希望された場合は、下記の金融機関の相談窓口をご案内しております。

■滋賀銀行（問い合わせ先：電話077-521-2843）

■関西みらい銀行（問い合わせ先：電話077-521-1816）

3 遺贈寄附の流れ

